

毎週火、金曜日発行
 昭和四年四月十五日
 (但休日に当るときは翌日)
 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

◇教委告示

昭和四十年度鳥取県立高等学校入学者選抜要項

者選抜要項
 昭和四十年度鳥取県立高等学校学区

外志願者取扱要項
 昭和四十年度鳥取県立高等学校県外

志願者取扱要項

目次

次

一 各高等学校募集生徒数

各高等学校の学科別募集生徒数は、別に定める。

二 出願資格

1 中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）
 を卒業した者（昭和四十年三月卒業見込みの者を含む。）

2 学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十
 一号）第六十三条各号の一に該当する者

三 出願手続

1 志願者は、鳥取県立高等学校通学区域に関する規
 則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）
 に定める通学区域に従わなければならない。

2 志願者は、希望により第一志望のほかに第二志望
 として他の学校、課程及び学科を出願することがで

鳥取県教育委員会告示第三十六号

昭和四十年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の要項
 によって実施する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

きるが、同時に二以上の学校を第一志望校として出願することはできない。

3 志願者は、別記第一号様式による志願書に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十分の鳥取県収入証紙をはり（消印をしてはならない。）出身中学校長を経由して、出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。

4 第一志望校の校長は、願書を受け付けたときは、別記第二号様式による受検証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は、出願期間内に第一志望校の校長に別記第三号様式による調査書を提出しなければならない。

なお、農業学科のうち、自営者養成に関する科（農業、農林、園芸、畜産、農業機械）を志願する者については、家庭営農状況調査書（用紙は、県教育委員会所定のもの）を提出しなければならない。

四 志願者の属する通学区の決定

1 志願者の属する通学区は、志願者が生活をどもにする保護者（親権者又は後見人。以下同じ。）の居住地をもって決定し、志願者の単独居住等は認めない。

2 志願者が保護者と同居し、かつ、その居住地と学区を異なる場合に通学している場合は、出願の際、次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 保護者と同居の居住証明書

(2) 現に保護者の居住地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

3 やむを得ない事情で、現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い同居していない側の保護者の方に居住地を移して所属学区を変更する場合は、別記第四号様式による願書に出身中学校長の証明書及び次の書類を添えて二月五日（金）から二月十日（水）までの間に県教育委員会（教職員課）に提出し、学区の認定を受けなければならない。

六 学力検査

- 1 入学志願者は、選抜のための学力検査を受けなければならない。
- 2 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和四十年度高等学校入学者選抜学力検査管理委員会（以下「管理委員会」という。）の管理のもとに、入学志願者全員に対して一せいに行なう。
- 3 学力検査科目は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（英語）の九教科とする。数学については選抜教科としての数学を含み、英語については第三学年において百七十

5 学区外及び県外志願者の取扱いについては、別に定める。

6 所属学区の認定を受けた志願者又は学区外若しくは県外志願者で出願の許可を受けた者は、それぞれ県教育委員会の発行した別記第五号様式による認定許可書又は学区外若しくは県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

五 出願期間及び受付場所

1 出願期間

昭和四十年二月十五日（月）から昭和四十年二月二十二日（月）正午まで

昭和四十年三月十二日（金）の一日間、午前九時三十分から次の時間割りによって全県一せいに行なう。

第一時 九時三十分——十時三十分（六十分）

第二時 十時五十分——十一時五十分（六十分）

第三時 十二時 十分——十二時三十分（二十分）

第四時 十三時二十分——十四時二十分（六十分）

第五時 十四時四十分——十五時四十分（六十分）

5 検査会場

検査会場は、各県立高等学校ごとに設ける。受験者は、第一志望校に設ける会場で受験するものとする。

6 検査教科の時間割り

国語、社会、数学、理科……各四十分

音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語（英語）……各二十分

7 学力検査問題の出題方針

学力検査問題は、次の各項の主旨にそって出題する。

(一) 中学校の正常な発展を阻害しないものであることを。

(二) 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物だけから出題せず、また、どのような地域の教師でも取り扱うことのできる資料を使って出題する。

(三) 中学校における教科の基礎的知識を通じて、理解力、思考力、推理力、判断力等の素質及び能力を検査することができるものであること。

(四) 知識偏重において、記憶のみに頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものはさけること。

(五) 採点を公平にすることができるよう、採点者の主観によって採点する部分ができるだけ少なく、かつ、細部にまで絶対値の出るものであること。

(六) 特別の器具、材料を要しないものであること。

七

1 学力検査管理委員会

(七) 検査の事務処理を円滑にするものであること。

係員 教育委員会事務局職員若干名、各
採点係長 指導課 指導係長

係員

教育委員会事務局職員若干名、各高等学

校職員若干名

教育研究所職員若干名、各高等学

会場係長

教職員課 人事第一係長

庶務係長 教職員課 学務係長

教育委員会事務局職員若干名

問題作成係長 指導課 指導係長

教育委員会事務局指導主事、その他の事務局職員若干名

会場係 教職員課 給与係長

教育委員会事務局職員若干名

経理係長 総務補佐

教育委員会事務局職員若干名

経理係員 総務補佐

教育委員会事務局職員若干名

採点係 学力検査の答案採点、学力検査成績簿作成及び送付

4 各検査会場の採点責任者は、別記第六号様式による成績簿を一部作成し、各受検者の得点を記入して三月十六日(火)午前十時までに管理委員会に提出するものとする。

5 提出した成績は、公表しない。

八 入学者の選抜方法

1 各高等学校長は、出身中学校長から提出された調査書及び学力検査成績等を資料として選抜を行なう。
2 調査書中の学習の記録と学力検査の成績とは同等に取り扱う。

3 学力検査の成績については、実施した全教科の成績を選抜の資料とする。

4 面接は、原則として実施しない。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

5 色神検査、機能検査

工業学科、水産学科及び農業学科の農業化学科並びに農業土木科の志願者(第二志望を含む。)に対しては、学力検査終了後、色神検査及び機能検査を行なう。ただし、6の四の説明書を提出した者については、検査を行なわない。

6 色神検査、機能検査の特例

(一) 5の色神検査及び機能検査は、願書提出前に受け取ることができる。

(二) 中学校長は、受検者の名簿を検査の前日までに検査希望高等学校に提出しなければならない。

(三) 検査を行なう日は、二月一日(月)とする。

受検者は、かならず十三時までにそれぞれの高

等学校に集合しなければならない。

四 検査を実施した高等学校長は、即日受検者に異常の有無を明らかにした証明書を交付しなければならない。

(五) 検査を受けた者は、証明書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

九 入学選抜合格者の発表

期 日 昭和四十年三月十六日(火) 十二時

場 所 各高等学校

十 注意事項

- 1 入学選抜合格者の発表
- 2 入学志願書及び調査書用紙は、東部地区は教職員課、中・西部地区はそれぞれ中・西部教育事務所で受け取ること。
- 3 この要項に関する質疑は、もよりの高等学校に行なうこと。

9 昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第3種郵便物認可)

記載上の注意事項

- (裏) (1) 全日制高等学校志望の場合は学区制に従うこと。
- (2) 志願者の欄の満年令は2月1日現在とし、性別の男女は該当事項を○印で囲むこと。
- (3) 保護者の欄の志願者との続柄は、志願者を中心とし、保護者との続柄を父、母等と記入し、()の中には長男、三女等と記入する。
- (4) 志願者の学歴欄には卒業(または卒業見込)の中学校名を記入し、また、その他の中学校を卒業(または卒業見込)または修了の場合その学校名、年月日等を記入する。
- (5) 志望学校については志願者の志望を必要に応じ第一、第二志望まで記入することができる。
第一志望は入学を志望する学校、全日・定時の別、学科および科を記入する。
学科の中に科が2つ以上ある場合は、志望の順に上から記入する。
第二志望は第一志望と学校・校舎が変わった場合、全日制・定時制が変わった場合、学科が変わった場合に記入し、その学科の中に科が2つ以上ある場合は、志望の順に上から記入する。
- 注 イ 志望学科は普通学科、商業学科、工業学科、農業学科、水産学科、家庭学科の中から選択する。
ロ 志望科は普通科、商業科、電気科、農業科、畜産科等と記入する。
ハ 志望欄の記入は下の例による。

第一志望 ○○工業高等学校 全日制課程 工業学科 機械科

電気科

建築科

土木科

第二志望 ○○農業高等学校 全日制課程 農業学科 農業科

園芸科

農業土木科

- (6) 楷書で鮮明に記入すること。
- (7) 選択を必要とする項目のある場合は、すべて該当するものを○印でかこむこと。
- (8) ※印の個所は記入しないこと。

昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第3種郵便物認可) 8

別記第1号様式

(表面)	※ 受付 番号	入学志願書							収入証紙をはる 場所(収入証紙 に消印をしては ならない。)		
		志 願 者		氏名		生年 月日	昭和 年 (満 才)	月 日			性別
		志	願	者	本籍	鳥取県	市 郡	町 村	大字	番地	
					現住所	鳥取県	市 郡	町 村	大字	番地	
		保	護	者	氏名			志願者との 続柄	()		
					現住所	鳥取県	市 郡	町 村	大字	番地	
		職業					小学校 区名		小学校区		
志願 者の 学歴	学 校 名		年 月 日	卒業・その他							
	中学校	昭和 年 月 日	卒業・卒業見込								
		昭和 年 月 日									
	昭和 年 月 日										
志 望 学 校	第一 志 望	高等学校	分校	全 日 制	課 程	學 科	定 時 制				
	第二 志 望	高等学校	分校	全 日 制	課 程	學 科	定 時 制				
※ 学力 検査 成績	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保育	技術	英語	計	※ 判 全 日 制 課 程 定 時 制 學 科

私は御校に入学したいので許可していただくよう保護者と連署してお願いします。

昭和40年 月 日 志願者氏名印

保護者氏名印

鳥取県立 高等学校長 殿

(裏面に注意事項あり。)

00180

昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第三種郵便)(物認可) 10

別記第2号様式

受 檢 証	
会 場 名	
番 号	
氏 名	
昭 和 年 月 日 生	
上記の者は、昭和40年度鳥取県立高等学校入学者選抜学力検査の受検者であることを証する。	
昭和40年 月 日	
昭 和 40 年 度 入学者選抜学力検査管理委員会 鳥取県立高等学校	

別記第3号様式

調查書

學校長氏名

三

受検番号	志願者	氏名 ふりがな					氏名						
		生年月日		昭和	年	月	日生	現住所		鳥取県	郡市	村町	大字
		本籍	鳥取県	郡市	村町	大字	職業				本人との続柄		
現住所		鳥取県	郡市	村町	大字								

昭和40年度鳥取県立高等学校入学選抜用調査書記入上の注意事項

- (裏面)
- 1 記載にあたっては、黒色または青色インキで記入すること、
ただし受検番号は記入してはならない。
- 2 氏名、生年月日
戸籍面のとおり記入の上、氏名（漢字の場合）の上側にふりがなをつける。
- 3 本籍…戸籍面のとおりとする。
- 4 現住所
現に生活の根拠地として居住しているところを番地も入れ正しく記入する。
ただし本籍と同じ場合は「本籍と同じ」と記入してよい。
- 5 性別 該当するものを○でかこむ。
- 6 保護者
上記の要領に準じて記入する。ただし、職業の記入は、県会計吏員、〇〇中学校教諭、
指物業、〇〇会社員等と具体的に記入し、職業のない場合は「無職」と記入する。
また、「本人との続柄」については、志願者を中心に父、母等と記入する。
- 7 学習の記録
- (イ) 各教科の評定は、「中学校学習指導要領に定めるその教科目標および学年目標に照
らし、学年または学級において、普通のものをるとし、より特にすぐれた程度の
ものを5、よりはなはだしく劣る程度のものを1とし、3と5または、3と1の
中間程度のものをそれぞれ4もしくは2」とした五段階の表示にもとづき算用数字
で記入する。
- (ロ) 中学校卒業見込の者は、1、2学年においては指導要録から転記し、第3学年は第
2学期までのものを記入する。
- (ハ) 中学校を卒業しているもので旧様式を必要とするものは白紙をはって、これをつく
り指導要録から転記する。
- (ニ) 中学校を卒業して他の学校に在学するものにあっては、出身中学校長が本報告書
と、現在在学する学校の校長の作成にかかる学習成績証明書を提出するものとす
る。
- (ホ) 選択教科については、教科名が空欄となっているものは、その生徒が履修した教科
の名称、〔 〕内には適当に平均授業時数を記入し、必修教科と同名の選択教科
であっても、必修教科とは別に選択教科としての評定を行なって記入すること。
ただし、音楽、美術については、35単位授業時数以上であっても全員履修している
場合は、選択教科欄には記入しない。
- 8 各教科の学習についての所見
各教科ごとに、その欄に掲げられた観点について、個人として比較的すぐれているも
のがあればその該当する観点の欄に○印を、比較的劣っているものがあれば×印を記
入する。
〔進歩の状況〕については、当該学年において、その当初と学年末とを比較し、総合
的にみて進歩の著しい場合に○印を記入すること。
ただし、以上の所見欄については本年度に限り第2学年、第3学年のみ記入するもの
とする。
- 9 行動および性格の記録
- (イ) 事実の記録～各教科の学習以外における生徒の活動状況について顕著なものについ
て記入する。
- (ロ) 評定～掲げられた項目ごとにA、B、Cの3段階で記入すること。
- (ハ) 中学校卒業見込者、卒業者、卒業して他の学校に在学している者のそれぞれの記入
は7の(ロ)(ハ)に準ずる。
- (ニ) 所見欄には生徒の特性を記入すること。
- (ホ) 趣味、特技はそれぞれ個人のものを記入する。
- (ヘ) 進路に関する記録は、生徒の希望する職業、保護者の意見等を記入すること。
- 10 標準検査等の記録
指導要録の本欄から転記する。
- 11 出欠の記録
- (イ) 指導要録の本欄から転記する。中学校卒業見込の者にあつては、一月末日までの状
況を記入する。
- (ロ) 欠席の主な理由は、一週間以上の連続欠席についてだけ、その理由を記入する。
- 12 身体状況（健康診断）
- (イ) 健康診断は、昭和40年1月以降のものを記入し、その実施年月日をも記入する。
- (ロ) 色聴～異常のないものは、「異常なし」と記入し、異常のある者については、その
種別、程度を記入すること。
- (ハ) 眼疾～異常のないものは、「異常なし」と記入し、異常のある者については、その
種別、程度を記入すること。
- (ニ) 聴力～異常のないものは、「異常なし」と記入し、異常のあるものについては、そ
の程度（聴取距離等）を記入すること。
- (ホ) ツベルクリン皮内反応～最終検査における既陽性、陰性等の判定結果を記入する。
陽性転化したものは、その時期を記入する。
- (ヘ) B、C、Gの接種～その有無、ある場合は最終接種の年月日を記入する。
- (ヘ) X線撮影の結果～判定の結果および実施の年月日を記入する。
- (モ) 身体的状況の要約～特に目立った事項、あるいは、注意すべき事項があれば記入す
る。

00183

13 昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第3種郵便)
(物認可)

別記第4号様式

県立高等学校志願者所属学区認定願

現住所 (小学校区)
保護者氏名 (本人との
統柄)
本人氏名
生年月日

私は下記の事情により所属学区を認定していただきたいので、特別事情
を証明する資料を添えてお願ひいたします。

記

- 1 保護者現住所
- 2 出身学校
- 3 旧所属学区
- 4 新所属学区
- 5 志望高等学校及び課程・学科・科
- 6 特別事情(具体的にくわしく記入すること。)

昭和 年 月 日

本人氏名 ㊞
保護者氏名 ㊞

鳥取県教育委員会 殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

出身中学校長 ㊞

前記の事情に相違ないことを証明する。

市町村教育委員会教育長 ㊞

15 昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第3種郵便物認可)

00185
(第3種郵便物認可)

昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第3種郵便物認可) 14

別記第5号様式

県立高等学校志願者所属学区認定許可書

1 現住所	県	市郡	町村	番地
2 居住予定地	鳥取県	市郡	町村	番地
3 出身学校	県	市郡	町村	中学校 卒業 第3学年
4 氏名				

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、下記のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

学校名	鳥取県立	記	高等学校	課程	学科	科
昭和 年 月 日						

鳥取県教育委員会

別記第6号様式

学力検査成績簿

受験番号	氏名	出身学校	教							合計
			国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保育	

注 全日制、定時制別に作成すること。

鳥取県教育委員会告示第三十七号

昭和四十年度鳥取県立高等学校学区外志願者取扱要項

を次のとおり定める。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県教育委員長 狹原治郎

昭和四十年度鳥取県立高等学校学区外志願者取扱要項

一 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号)第三条の規定に基づき、昭和四十年度県立高等学校入学志願者のうち、学区外高等学校に出願するものについては、次の

1 又は2のいずれかに該当するものについてこれを許可する。

1 昭和四十年五月三十一日までに確実に保護者とともに他学区に居住地を変更する場合

2 通学距離、学資支弁者の関係その他真にやむを得ない事情で他学区の近親者の居住地に居住する場合

二 一の1又は2のいずれかに該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は、別記第一号様式による許可

願に出身中学校長及び所管市町村教育委員会の証明書並びに次の書類を添えて県教育委員会(教職員課)に提出しなければならない。

1 一の1に該当する場合
特別事情を証明するに足る書類

2 一の2に該当する場合
特別事情を証明するに足る書類

三 県教育委員会は、審査の結果、願書記載の事実が眞実で事情やむを得ないと認めたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。

出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

四 虚偽の事実を出願したことが判明したときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことができる。

五 志願の受付期間は、二月五日(金)から二月十日(水)までとする。

17 昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第3種郵便)
 物 認 可

別記第2号様式

県立高等学校学区外志願者出願許可書

- 1 現住所 県 市郡 町村 番地
- 2 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地
- 3 出身学校 県 市郡 町村 中学校卒業
第3学年
- 4 氏名

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、下記のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

記

学校名	鳥取県立	高等学校	課程	学科	科
昭和	年	月	日		

鳥取県教育委員会

昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第3種郵便)
 物 認 16

別記第1号様式

県立高等学校学区外出願許可願

- | | |
|-------|--------------|
| 現住所 | (小学校区) |
| 保護者氏名 | (本人との
統柄) |
| 本人氏名 | |
| 生年月日 | |

私は下記の事情によって学区外高等学校に入学志願したいので、許可してくださいますよう特別事情を証明する書類を添えでお願いいたします。

記

- 1 保護者現住所
- 2 住居予定地
- 3 出身学校
- 4 志望高等学校及び課程・学科・科
- 5 特別事情(具体的にくわしく記入すること。)

昭和 年 月 日

本人氏名
保護者氏名




鳥取県教育委員会 殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

出身中学校長



前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

市町村教育委員会教育長



鳥取県教育委員会告示第三十八号

00188
(第3種郵便
物認可) 18

昭和四十年度鳥取県立高等学校県外志願者取扱要項を
次のとおり定める。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

昭和四十年度鳥取県立高等学校県外志願者取扱要項

一 昭和四十年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県公立中学校の出身者(卒業見込みの者を含む。)で保護者(親権者又は後見人。以下同じ。)とともに鳥取県内に居住している志願者以外の志願者(以下「県外志願者」という。)は、次の1又は2のいずれかに該当する場合を除き、県立高等学校の出願を原則として許可しない。

1 次表の上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合

県名	指定地域		許可学校
	郡	町村	
岡山県	真庭郡	八束村、川上村	鳥取工業高等学校
兵庫県	美方郡	浜坂町、温泉町	倉吉農業高等学校
兵庫県	苦田郡	阿波村、加茂町	倉吉東高等学校
岡山県	阿哲郡	千屋町、新見市	智頭農林高等学校
岡山県	仁多郡	横田町	倉吉商業高等学校
島根県	八束郡	神郷町、美保関町	日野実業高等学校
島根県	八束郡	八束村大字江島	境港工業高等学校
島根県	八束郡	境水産高等学校	境港高等学校
島根県	八束郡	境水産高等学校	高等学校
島根県	八束郡	境水産高等学校	中和村
島根県	八束郡	境水産高等学校	川上村
島根県	八束郡	境水産高等学校	阿波村
島根県	八束郡	境水産高等学校	加茂町
島根県	八束郡	境水産高等学校	温泉町
島根県	八束郡	境水産高等学校	智頭農林高等学校
島根県	八束郡	境水産高等学校	倉吉東高等学校
島根県	八束郡	境水産高等学校	倉吉農業高等学校
島根県	八束郡	境水産高等学校	鳥取工業高等学校

2 1以外の県外志願者で次のいずれかに該当する場合

(一) 鳥取県内に保護者とともに居住地を変更し、引

きつづき従前の中学校に通学しているとき。

(二) 昭和四十年五月三十一日までに確実に保護者とともに鳥取県内に居住するとき。

(三) 学資支弁者その他特別の事情により高等学校進

学に伴いやむを得ず鳥取県内の近親者の居住地に居住するとき。

二 一の2によつて県内高等学校に入學を希望する県外

志願者は、別記第一号様式による出願許可願に出身中学校長及び当該都道府県教育委員会の証明書並びに次

の書類を添えて、県教育委員会(教職員課)に提出しなければならない。ただし、一の1による県外志願者は、出願許可の手続きを要しない。

1 2の(一)に該当する場合
保護者及び志願者の居住証明書

その他、実際に居住していることを示す具体的

資料

2 の(二)に該当する場合

事情を証明するに足る資料

3 2の(三)に該当する場合

近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書並びに特別事情を証明するに足る書類

三 願書の受付期間は、二月五日(金)から二月十日(水)十七時までとする。

四 県教育委員会は、審査の結果、願書記載の事実が眞実で事情やむを得ないものと認めたものについて、別記第二号様式による出願許可書を交付する。

五 出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

六 県外志願者については、第一志望を認めない。

七 県外志願者が虚偽の事実を出願したことが判明したときは、入学許可後であつても入学を取り消すことができる。

00191

21 昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号 (第3種郵便
物認可)

別記第2号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

- | | | | | |
|---------|-----|----|----|------------|
| 1 現住所 | 県 | 市郡 | 町村 | 番地 |
| 2 居住予定地 | 鳥取県 | 市郡 | 町村 | 番地 |
| 3 出身学校 | 県 | 市郡 | 町村 | 卒業
第3学年 |
| 4 氏名 | | | | |

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、下記のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

記

学校名	鳥取県立	高等学校	課程	学科	科
昭和	年	月	日		

鳥取県教育委員会

00190

(第3種郵便
物認可) 20
昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第82号

別記第1号様式

県立高等学校県外志願者出願許可願

現住所	(本人との 統柄)
保護者氏名	
本人氏名	
生年月日	

私は下記の事情によって鳥取県立 高等学校 課程 学科
科に入学志願したいので、許可してくださいますよう特別事情を証
明する書類を添えてお願ひいたします。

記

- 1 保護者現住所
- 2 居住予定地
- 3 出身学校
- 4 特別事情(具体的にくわしく記入すること。)

昭和 年 月 日

本人氏名	印
保護者氏名	印

鳥取県教育委員会 殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

出身中学校長	印
都道府県教育委員会教育長	印